

○ 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章・第二章 略〕</p> <p>第三章 第三者型発行者（第十四条―第二十条の二）</p> <p>〔第四章〕第六章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「物品等」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」、「銀行等」又は「破産手続開始の申立て等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、物品等、認定資金決済事業者協会、信託会社等、銀行等又は破産手続開始の申立て等をいう。</p> <p>2 この府令において「前払式支払手段」、「基準日未使用残高」、「支払可能金額等」、「自家型前払式支払手段」、「第三者型</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章・第二章 同上〕</p> <p>第三章 第三者型発行者（第十四条―第二十条）</p> <p>〔第四章〕第六章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、認定資金決済事業者協会、信託会社等又は銀行等をいう。</p> <p>2 この府令において「前払式支払手段」、「基準日未使用残高」、「基準日」、「支払可能金額等」、「自家型前払式支払手段」</p>

前払式支払手段」、「自家型発行者」、「第三者型発行者」、「高額電子移転可能型前払式支払手段」、「前払式支払手段記録口座」又は「基準期間」とは、それぞれ法第三条に規定する前払式支払手段、基準日未使用残高、支払可能金額等、自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、自家型発行者、第三者型発行者、高額電子移転可能型前払式支払手段、前払式支払手段記録口座又は基準期間をいう。

3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 証券等 法第三条第一項第一号に規定する証券等をいう。

二 番号等 番号、記号その他の符号をいう。

三 基準日 法第三条第二項に規定する基準日をいう。

四 残高譲渡型前払式支払手段 前払式支払手段のうち、利用者の指図に基づき、発行者が電子情報処理組織を用いて一般前払式支払手段記録口座における未使用残高（法第三条第八項第一号に規定する未使用残高をいう。第四条第二号、第十九条第一項及び第二十二条第二項第三号を除き、以下同じ。）の減少及び増加の記録をする方法その他の方法により、発行者が管理する仕組みに係る電子情報処理組織を用いて移転をすることができるものをいう。

五 番号通知型前払式支払手段 前払式支払手段のうち、電子情報処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等であつて、当該番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者を

、「第三者型前払式支払手段」、「自家型発行者」、「第三者型発行者」又は「基準期間」とは、それぞれ法第三条に規定する前払式支払手段、基準日未使用残高、基準日、支払可能金額等、自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、自家型発行者、第三者型発行者又は基準期間をいう。

3 この府令において「加算型前払式支払手段」とは、前払式支払手段のうち電磁的方法（法第三条第一項第一号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われるものをいう。

その保有者としてその未使用残高を一般前払式支払手段記録口座に記録するものをいう。

六 一般前払式支払手段記録口座 前払式支払手段記録口座その他の前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座（第五条の三第二項に定める要件を満たすものに限る。）をいう。

七 加算型前払式支払手段 前払式支払手段のうち、電磁的方法（法第三条第一項第一号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により金額（金額を度その他の単位により換算して表示している）と認められる場合の当該単位数を含む。）又は物品等若しくは役務の数量の記録の加算が行われるものをいう。

（外国通貨の換算）

第二条 法（第二章に限る。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第二章に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第二十九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第五条の二第二項第二号、第二十八条第四号、第三十五条第五号イ、第三十六条第二項第六号、第五十四条第一項及び第五十五条を除き、以下同じ。）に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（外国通貨の換算）

第二条 法（第二章に限る。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第二章に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第二十九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第二十八条、第三十五条第五号、第三十六条、第五十四条及び第五十五条を除き、以下同じ。）に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

(物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額)

第三条 法第三条第二項第二号及び第八項第一号に規定する給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額は、利用者に対し当該数量の物品等を給付し、又は当該数量の役務を提供した場合に、当該利用者からその代価として通常取得すべき金額とする。

2 前項の規定は、次条、第十九条、第四十条、第四十一条及び第四十八条の規定において物品等又は役務の数量を金銭に換算する場合について準用する。

(基準日未使用残高の額)

第四条 基準日未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる回収額を控除した額とする。

一 「略」

二 当該直近基準日以前に発行した全ての前払式支払手段の当該直近基準日までにおける回収額(次に掲げる金額の合計額をいう。)

イ 「略」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量(当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により請求されなくなった物品等又は役務の数量、法第二十条第一項の規定による払戻

(物品又は役務の数量を金銭に換算した金額)

第三条 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段を使用することによって給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額は、利用者に対し当該数量の物品を給付し、又は当該数量の役務を提供した場合に、当該利用者からその代価として通常取得すべき金額とする。

2 前項の規定は、次条、第十九条、第四十条、第四十一条及び第四十八条の規定において物品又は役務の数量を金銭に換算する場合について準用する。

(基準日未使用残高の額)

第四条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量(当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により請求されなくなった物品又は役務の数量、法第二十条第一項の規定による払戻しの

しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高（給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量をいう。ロにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手続に係るものに限る。）の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）を当該直近基準日において金銭に換算した金額

（電磁的方法により金額等を記録している前払式支払手段の支払可能金額等）

第五条 前払式支払手段のうち電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この条において同じ。）又は物品等若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段に係る支払可能金額等は、記録される当該金額又は当該数量の上限とする。

（高額電子移転可能型前払式支払手段）

第五条の二 法第三条第八項第一号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

- 一 残高譲渡型前払式支払手段（電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算が行われるものに限る。）である場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高（給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量をいう。ロにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手続に係るものに限る。）の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）を当該直近基準日において金銭に換算した金額

（電磁的方法により金額等を記録している前払式支払手段の支払可能金額等）

第五条 前払式支払手段のうち電磁的方法により金額（金額を度その他の単位に換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この条において同じ。）又は物品等若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段に係る支払可能金額等は、記録される当該金額又は当該数量の上限とする。

〔条を加える。〕

イ 移転が可能な一件当たりの未使用残高の額が十万円を超えるものであること。

ロ 移転が可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。

二 番号通知型前払式支払手段（電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算が行われるものに限る。）である場合（残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるものである場合を除く。）において、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 前払式支払手段記録口座に記録が可能な一件当たりの未使用残高（当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。ロにおいて同じ。）の額が十万円を超えるものであること。

ロ 前払式支払手段記録口座に記録が可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。

2

法第三条第八項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、第三者型前払式支払手段（電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算が行われるものに限る。）のうち、その未使用残高が前払式支払手段記録口座に記録されるものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 その記録が可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。

二 登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第五項に規定する登録商標をいい、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものに限る。）の使用（同条第三項に規定する使用をいう。）をする権利を有する発行者により当該登録商標が付されているものであること。

三 前号の登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店（法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいう。第十六条第十一号及び第四十一条第三項において同じ。）において前号の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。

四 当該第三者型前払式支払手段に係る証券等がなくても、代価の弁済のために使用すること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能であること。

（前払式支払手段記録口座）

第五条の三 法第三条第九項に規定する内閣府令で定める額は、三十万円（利用者による前払式支払手段の使用の取消しその他の前払式支払手段発行者の責めに帰することができない事由により三十万円を超える未使用残高が記録されることとなる場合にあっては、三十万円にその超える部分の未使用残高を加えた額）とする。

2 法第三条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、当該口座

「条を加える。」

に前払式支払手段の内容が記録されることにより、当該前払式支払手段を代価の弁済のために使用すること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能となることとする。

(登録の拒否)

第十九条 令第五条第一項第二号ニに規定する未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一 イ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額

イ 「略」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段にあつては発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量(その発行後に加算型前払式支払手段に加算された物品等又は役務の数量を含む。)を金銭に換算した額

二 イ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額

イ 「略」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を金銭に換算した額

[2・3 略]

(業務実施計画の届出)

(登録の拒否)

第十九条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段にあつては発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量(その発行後に加算型前払式支払手段に加算された物品等又は役務の数量を含む。)を金銭に換算した額

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を金銭に換算した額

[2・3 同上]

第二十條の二 前払式支払手段発行者は、法第十一条の二第一項の

規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号の二により作成した届出書に、別紙様式第十一号の三により作成した業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 犯罪による収益の移転防止（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第一条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。）及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

二 第二十三条の三第一号及び第二号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項

三 当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

四 当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあつては、当該業務に関し当該高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針

五 その他高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の

「条を加える。」

健全かつ適切な運営を確保するための重要な事項

- 3 前払式支払手段発行者は、法第十一条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号の四により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

(情報の提供の方法)

第二十一条 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合（当該前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合を除く。）には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、その発行する前払式支払手段（当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を含む。）に表示する方法により、利用者に提供しなければならない。

〔254 略〕

(情報提供する事項等)

第二十二条 〔略〕

- 2 法第十三条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下こ

(情報の提供の方法)

第二十一条 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合（当該前払式支払手段に係る証票等（法第十三条第一項第一号に規定する証票等をいう。以下同じ。）又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合を除く。）には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、その発行する前払式支払手段（当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を含む。）に表示する方法により、利用者に提供しなければならない。

〔254 同上〕

(情報提供する事項等)

第二十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下こ

の号及び第四項において同じ。)又は物品等若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高(法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量をいう。)又は当該未使用残高を知ることができる方法

四 「略」

3 「略」

4 加算型前払式支払手段(前条第二項各号に掲げる方法により法第十三条第一項の規定による情報の提供をする加算型前払式支払手段を除く。)について金額又は物品等若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払式支払手段について既に同項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

(その他利用者保護を図るための措置等)

第二十三条の二 「略」

2 加算型前払式支払手段について金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。)又は物品等若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払式支払手段に

の号及び第四項において同じ。)又は物品等若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高(法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量をいう。第二十三条の三第一号において同じ。)又は当該未使用残高を知ることができる方法

四 「同上」

3 「同上」

4 加算型前払式支払手段(前条第二項各号に掲げる方法により法第十三条第一項の規定による情報の提供をする加算型前払式支払手段を除く。)について金額又は物品等若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払式支払手段について既に同項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

(その他利用者保護を図るための措置等)

第二十三条の二 「同上」

2 加算型前払式支払手段について金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。)又は物品等若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払式支払手段に

ついで既に前項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

3 「略」

第二十三条の三 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 残高譲渡型前払式支払手段を発行する場合にあつては、移転が可能な未使用残高の上限額の設定、移転の状況を監視するための体制の整備その他の当該残高譲渡型前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

二 次に掲げる前払式支払手段を発行する場合にあつては、一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額の設定、不適切な移転を防止するための体制の整備その他の当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

イ 番号通知型前払式支払手段

ロ 第三者型前払式支払手段のうち、その未使用残高が一般前

いて既に前項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

3 「同上」

第二十三条の三 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 前払式支払手段（その保有者の指図を受けて、その未使用残高の全部又は一部を前払式支払手段発行者がその使用に係る電子情報処理組織を用いる方法その他の方法により当該保有者から他の利用者に移転することができるものに限る。）を発行する場合にあつては、移転することができる未使用残高の上限の設定、未使用残高の移転の状況を監視するための体制の整備その他の当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

「号を加える。」

払式支払手段記録口座に記録されるものであって、第五条の二第二項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる要件の全てに該当するもの

三 「略」

（発行保証金信託契約の内容）

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 信託契約前払式支払手段発行者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約前払式支払手段発行者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

「イ・ロ 略」

ハ 破産手続開始の申立て等が行われたとき。

「二〜ハ 略」

「四〜十三 略」

（発行保証金の取戻し）

第四十条 令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手續が終了した日における未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一 「略」

二 「同上」

（発行保証金信託契約の内容）

第三十五条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 破産手続開始の申立て等（法第二条第十八項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。

「二〜ハ 同上」

「四〜十三 同上」

（発行保証金の取戻し）

第四十条 「同上」

一 「同上」

二 イ及びロに掲げる額の合計額

イ 「略」

ロ 直近基準日の翌日から手続終了日までに法第三条第一項第

二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等

又は役務の数量を当該手続終了日において金銭に換算した額

2 令第九条第二項第一号に規定する払戻しの手続が終了した日に

おける未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる

合計額を控除した額とする。

一 「略」

二 イ及びロに掲げる額の合計額

イ 「略」

ロ 直近基準日の翌日から払戻終了日までに法第三条第一項第

二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等

又は役務の数量を当該払戻終了日において金銭に換算した額

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める額は、

第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一 「略」

二 払戻しに係る前払式支払手段のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 「略」

ロ 直近基準日の翌日から払戻基準日までに法第三条第一項第

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 直近基準日の翌日から手続終了日までに法第三条第一項第

二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又

は役務の数量を当該手続終了日において金銭に換算した額

2 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 直近基準日の翌日から払戻終了日までに法第三条第一項第

二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又

は役務の数量を当該払戻終了日において金銭に換算した額

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 直近基準日の翌日から払戻基準日までに法第三条第一項第

一 「同上」

二 「同上」

二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を当該払戻基準日において金銭に換算した額

〔2・3 略〕

4 前払式支払手段発行者は、物品等の給付又は役務の提供が当該前払式支払手段発行者又は当該前払式支払手段発行者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用される前払式支払手段につき払戻しを行おうとするときは、前項の規定による揭示に代えて、当該前払式支払手段発行者が当該前払式支払手段の利用者に対して提供する第二十一条第二項に規定するいずれかの方法と同一の方法により、法第二十条第二項各号に掲げる事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の利用者に提供しなければならない。

〔5・6 略〕

7 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、次に掲げる事項を記載した別紙様式第十九号による報告書を金融庁長官に提出するものとする。

〔一〇四 略〕

五 法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額

二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又

〔2・3 同上〕

4 前払式支払手段発行者は、物品の給付又は役務の提供が当該前払式支払手段発行者又は当該前払式支払手段発行者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用される前払式支払手段につき払戻しを行おうとするときは、前項の規定による揭示に代えて、当該前払式支払手段発行者が当該前払式支払手段の利用者に対して提供する第二十一条第二項に規定するいずれかの方法と同一の方法により、法第二十条第二項各号に掲げる事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の利用者に提供しなければならない。

〔5・6 同上〕

7 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第七号において同じ。）

〔六・七 略〕

8 〔略〕

(業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第四十六条 法第二十二条に規定する前払式支払手段の発行の業務に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一 〔略〕

二 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段に係る物品等又は役務の一単位当たりの通常提供価格を記帳した日記帳

三 〔略〕

2 前項第一号の前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの発行量とは、これらの種類ごとに、法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段にあつてはその発行時において代価の弁済に充てることができる金額(その発行後に加算型前払式支払手段に加算された金額(金額を度その他の単位により換算していると認められる場合にあつては、当該単位数を金銭に換算した金額)を含む。)を、同項第二号に掲げる前払式支払手段にあつてはその発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量(その発行後に加算型前払式支払手段に加算された物品等)又は役務の数量を含む。)を合計した数値とする。

3 第一項第一号の前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの回収量とは、これらの種類ごとに、法第三条第一項第一号

の総額

〔六・七 同上〕

8 〔同上〕

(業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第四十六条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段に係る物品等又は役務の一単位当たりの通常提供価格を記帳した日記帳

三 〔同上〕

2 前項第一号の前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの発行量とは、これらの種類ごとに、法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段にあつてはその発行時において代価の弁済に充てることができる金額(その発行後に加算型前払式支払手段に加算された金額(金額を度その他の単位により換算していると認められる場合にあつては、当該単位数を金銭に換算した金額)を含む。)を、同項第二号に掲げる前払式支払手段にあつてはその発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量(その発行後に加算型前払式支払手段に加算された物品)又は役務の数量を含む。)を合計した数値とする。

3 第一項第一号の前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの回収量とは、これらの種類ごとに、法第三条第一項第一号

に掲げる前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てられた金額を、同項第二号に掲げる前払式支払手段にあつては当該前払式支払手段の使用によつて請求した物品等又は役務の数量を合計した数値とする。

〔4・5 略〕

(基準期間における発行額及び回収額)

第四十八条 法第二十三条第一項第一号に規定する基準期間において発行した前払式支払手段の発行額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該基準期間において発行された全ての前払式支払手段の価額(次のイ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額をいう。)の合計額

イ 〔略〕

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段 発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額

二 当該基準期間において加算型前払式支払手段に加算された金額(金額を度その他の単位により換算していると認められる場合にあつては、当該単位数を金銭に換算した金額)及び加算された物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額の合計額

2 次条第三号に規定する基準期間における前払式支払手段の回収

に掲げる前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てられた金額を、同項第二号に掲げる前払式支払手段にあつては当該前払式支払手段の使用によつて請求した物品又は役務の数量を合計した数値とする。

〔4・5 同上〕

(基準期間における発行額及び回収額)

第四十八条 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段 発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額

二 当該基準期間において加算型前払式支払手段に加算された金額(金額を度その他の単位により換算していると認められる場合にあつては、当該単位数を金銭に換算した金額)及び加算された物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額の合計額

2 〔同上〕

額は、当該基準期間における全ての前払式支払手段の価額（次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める額をいう。）の合計額とする。

一 「略」

二 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段 当該前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額

一 「同上」

二 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段 当該前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額

別紙様式第1号（第9条関係）

（日本産業規格A4）
 [（第1面）～（第3面） 略]
 （第4面）

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無

電子移転可能型前払式支払手段の種類等		一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額	移転可能額の上限等
種類	名称		

別紙様式第1号（第9条関係）

（日本産業規格A4）
 [（第1面）～（第3面） 同左]
 （第4面）

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限	移転可能額の上限

(記載上の注意)

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. 「使用できる期間又は期限」は、物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

4. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段又は番号通知型前払式支払手段をいう。

5. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。

- ① 残高譲渡型前払式支払手段
- ② 番号通知型前払式支払手段

6. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ (i) 及び (ii) の事項を記載すること。

- ① 残高譲渡型前払式支払手段
 - (i) 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額
 - (ii) 移転が可能な1月間の未使用残高の総額
- ② 番号通知型前払式支払手段
 - (i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高（当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として一般前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。（ii）において同じ。）の額
 - (ii) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額

7. [略]

[(第5面) ~ (第9面) 略]

[1.・2. 同左]

3. 「使用できる期間又は期限」は、物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

4. 「移転可能額の上限」は、第23条の3第1号に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高（法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第2号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）の上限を記載すること。

[加える。]

[加える。]

5. [同左]

[(第5面) ~ (第9面) 同左]

別紙様式第3号（第14条関係）

（日本産業規格A4）
 [（第1面）～（第3面） 略]
 （第4面）

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式 支払手 段の仕 様等	前払式 支払手 段の名 称	発行価 格	支払可 能金額 等	使用範 囲等	使用で きる期 間又は 期限	電子移 転可能 型前払 式支払 手段の 該当の 有無

電子移転可能型前払式支払手段の種類等		一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額	移転可能額の上限等
種類	名称		

別紙様式第3号（第14条関係）

（日本産業規格A4）
 [（第1面）～（第3面） 同左]
 （第4面）

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式 支払手 段の仕 様等	前払式 支払手 段の名 称	発行価 格	支払可 能金額 等	使用範 囲等	使用で きる期 間又は 期限	移転可 能額の 上限

(記載上の注意)

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

4. 「使用できる期間又は期限」は、物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

5. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の3第2号口に掲げる前払式支払手段をいう。

6. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。

- ① 残高譲渡型前払式支払手段
- ② 番号通知型前払式支払手段
- ③ 第23条の3第2号口に掲げる前払式支払手段

7. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ (i) 及び (ii) の事項を記載すること。

- ① 残高譲渡型前払式支払手段
 - (i) 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額
 - (ii) 移転が可能な1月間の未使用残高の総額
- ② 番号通知型前払式支払手段
 - (i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高（当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として一般前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。（ii）において同じ。）の額
 - (ii) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額
- ③ 第23条の3第2号口に掲げる前払式支払手段
 - (i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額
 - (ii) 第5条の2第2項第2号の権利に関して代価の弁済に充て

[1. ～ 3. 同左]

4. 「使用できる期間又は期限」は、物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

5. 「移転可能額の上限」は、第23条の3第1号に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高（法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第2号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）の上限を記載すること。

[加える。]

[加える。]

ること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な1月間の未使用残高の総額

8. [略]

[(第5面) ~ (第10面) 略]

別紙様式第11号の2 (第20条の2第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号

又は名称

代表者の

役職氏名

業務実施計画の届出書

資金決済に関する法律第11条の2第1項の規定に基づき、業務実施計画を届け出ます。

(記載上の注意)

法第8条第1項の登録申請書又は法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第11号の3 (第20条の2第1項関係)

(日本産業規格A4)

6. [同左]

[(第5面) ~ (第10面) 同左]

[様式を加える。]

[様式を加える。]

(第1面)

業 務 実 施 計 画

1. 商号又は名称	
2. 高額電子移転可能型前払式 支払手段の名称	
3. 高額電子移転可能型前払式 支払手段に係る前払式支払手 段記録口座に記録される未使 用残高の上限額	円
4. 高額電子移転可能型前払式 支払手段の種類	① 残高譲渡型前払式支払手段 ② 番号通知型前払式支払手段 ③ 第5条の2第2項に定める 前払式支払手段
5. (①残高譲渡型前払式支払 手段) 移転が可能な1件当たりの未 使用残高の額	円
6. (①残高譲渡型前払式支払 手段) 移転が可能な1月間の未使用 残高の総額	円

7. (②番号通知型前払式支払手段) 前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高の額	(円 円)
8. (②番号通知型前払式支払手段) 前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額	(円 円)
9. (③第5条の2第2項に定める前払式支払手段) 前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額	円
10. (③第5条の2第2項に定める前払式支払手段) 第5条の2第2項第2号の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な1月間の未使用残高の総額	円

(記載上の注意)

1. 「高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額」に関する参考書類として、第16条第7号に掲げる書類を添付すること。
2. 「高額電子移転可能型前払式支払手段の種類」は、発行する高額電子移転可能型前払式支払手段の種類の番号を○で囲むこと。

3. 残高譲渡型前払式支払手段を発行する場合には、①残高譲渡型前払式支払手段に係る額は、移転に当たり移転元の前払式支払手段記録口座から減少する額を記載すること。
4. 第5条の2第1項第2号の「残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるもの」に該当する番号通知型前払式支払手段を発行する場合には、それに係る額を②番号通知型前払式支払手段に係る額の（ ）書きに記載すること。
5. 発行する高額電子移転可能型前払式支払手段が複数ある場合には、その名称ごとに記載すること。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第1面の次に添付すること。

(第2面)

11. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

- (1) システムの概要

る。

3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

4. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

(第3面)

12. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

(1) 経営管理（管理体制）

(2) 取引時確認の措置

(記載上の注意)

1. 「経営管理（管理体制）」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに記載の措置を適切かつ確実にを行うための管理体制（部署又は役職等）について記載すること。

2. 「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。

3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
4. 記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第32条第1項第1号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。
5. 導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びフィルタリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を添付すること。

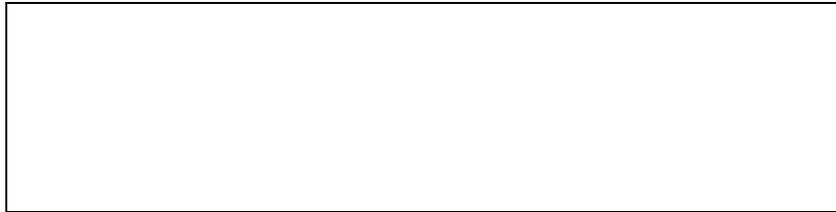
（第4面）

13. 第23条の3第1号及び第2号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項

(1) 防止すべき不適切な利用の類型

(2) 前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

(3) 不適切な利用が疑われる取引を検知するための体制



(4) 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認を実施するための体制



(記載上の注意)

1. 「防止すべき不適切な利用の類型」は、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用される場合など、想定される前払式支払手段の不適切な利用について記載すること。
2. 「前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置」は、次の措置について、具体的に記載すること。
 - ① 移転や前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額の設定など、不適切な利用を防止するための適切かつ有効な未然防止策
 - ② その他前払式支払手段の不適切な利用を防止するための措置
3. 第5条の2第1項第2号の「残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるもの」に該当する番号通知型前払式支払手段を発行する場合であっても、第23条の3第2号に掲げる措置を記載する必要があることに留意すること。
4. 発行する高額電子移転可能型前払式支払手段が複数ある場合には、その名称ごとに記載すること。

5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

6. 記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(第5面)

14. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

--

(記載上の注意)

1. 次の内容を記載すること。

- ① 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償の有無
- ② ①の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容
- ③ ①の損失についてその補償以外に対応を行う場合には、その内容
- ④ ①から③までの内容を実施するための体制

2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

3. 記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(第6面)

15. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあつては、当該業務に関し高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針

(記載上の注意)

1. 次の内容を記載すること。
 - ① 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償の有無
 - ② ①の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容
 - ③ ①の損失についてその補償以外に対応を行う場合には、その内容
 - ④ ①から③までの内容を実施するための体制
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第6面の次に添付すること。
3. 記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(第7面)

16. その他高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための重要な事項

(記載上の注意)

- 必要に応じ、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

別紙様式第 11 号の 4 (第 20 条の 2 第 3 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号 () ー

商 号

又は名称

代表者の

役職氏名

業務実施計画の変更届出書

下記の事項について変更しますので、資金決済に関する法律第 11 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

記

1. 変更に係る事項

変更年月日	変 更 後	変 更 前

2. 変更の理由

(記載上の注意)

1. 法第 8 条第 1 項の登録申請書又は法第 11 条第 1 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間

[様式を加える。]

、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3. 別紙様式第11号の3により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第19号（第41条第7項関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

財務（支）局長 殿

※登録番号 財務（支）局長 第 号

住所（郵便番号）

電話番号（ ） —

商号又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

払 戻 し 完 了 報 告 書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第7項の規定により報告します。

記

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～5. 略]

6. 「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。

別紙様式第21号（第42条第2項関係）

別紙様式第19号（第41条第7項関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

財務（支）局長 殿

※登録番号 財務（支）局長 第 号

住所（郵便番号）

電話番号（ ） —

商号又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

払 戻 し 完 了 報 告 書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第7項の規定により報告します。

記

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～5. 同左]

6. 「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。

別紙様式第21号（第42条第2項関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)

住 所
電話番号 () -

商 号
又は名称
氏 名
(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第42条第2項の規定に基づき、同条第1項第4号の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

[1. ~ 3. 略]

4. その他参考となる事項
(記載上の注意)

[1. ・ 2. 略]

3. 「全ての前払式支払手段に係る未使用残高の状況」の「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。前払式支払手段の名称ごとに未使用残高を記載し、その記載した未使用残高の算出に係る参考書類を添付すること。

[4. ~ 6. 略]

別紙様式第23号(第47条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

※登録番号 財務(支)局長 第 号

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)

住 所
電話番号 () -

商 号
又は名称
氏 名
(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第42条第2項の規定に基づき、同条第1項第4号の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

[1. ~ 3. 同左]

4. その他参考となる事項
(記載上の注意)

[1. ・ 2. 同左]

3. 「全ての前払式支払手段に係る未使用残高の状況」の「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。前払式支払手段の名称ごとに未使用残高を記載し、その記載した未使用残高の算出に係る参考書類を添付すること。

[4. ~ 6. 同左]

別紙様式第23号(第47条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

※登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)
住 所
電話番号 () -

商 号
又は名称
氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行に関する報告書

1. 発行等の概要

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～ 4. 略]

5. 物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される前払式支払手段について、基準期間の末日における役務等の提供価格に変動があった場合は洗い替えを行うこと。

[6. ・ 7. 略]

[(第2面) ・ (第3面) 略]

別紙様式第 26 号 (第 51 条関係)

(日本産業規格 A 4)

[(第1面) ～ (第3面) 略]

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無

(郵便番号 -)
住 所
電話番号 () -

商 号
又は名称
氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行に関する報告書

1. 発行等の概要

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～ 4. 同左]

5. 物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される前払式支払手段について、基準期間の末日における役務等の提供価格に変動があった場合は洗い替えを行うこと。

[6. ・ 7. 同左]

[(第2面) ・ (第3面) 同左]

別紙様式第 26 号 (第 51 条関係)

(日本産業規格 A 4)

[(第1面) ～ (第3面) 同左]

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限	移転可能額の上限

--	--	--	--	--	--

電子移転可能型前払式支払手段の種類等		一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額	移転可能額の上限等
種類	名称		

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. 「使用できる期間又は期限」は、物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

4. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段又は番号通知型前払式支払手段をいう。

5. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。

- ① 残高譲渡型前払式支払手段
- ② 番号通知型前払式支払手段

--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

3. 「使用できる期間又は期限」は、物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

4. 「移転可能額の上限」は、第23条の3第1号に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高（法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第2号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）の上限を記載すること。

[加える。]

<p><u>6.</u> 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ (i) 及び (ii) の事項を記載すること。</p> <p>① 残高譲渡型前払式支払手段 (i) 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額 (ii) 移転が可能な1月間の未使用残高の総額</p> <p>② 番号通知型前払式支払手段 (i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高（当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として一般前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。（ii）において同じ。）の額 (ii) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額</p> <p><u>7.</u> [略]</p> <p style="text-align: right;">[（第5面）～（第9面） 略]</p>	<p>[加える。]</p> <p><u>5.</u> [同左]</p> <p style="text-align: right;">[（第5面）～（第9面） 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の11番傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	